

司法試験・予備試験短答過去問題集

民法③セレクション

第3編 担保物権

- ・ 解答ページの右上の問題番号（MN0000）に解説の YouTube 動画のリンクが貼っていますので活用ください。
- ・ 勉強部屋の [YouTube のチャンネル登録](#)のご協力をお願いします。
- ・ データの加工はあくまで個人利用の範囲でお願いします。



飯田さんの司法試験・予備試験の勉強部屋

[\(HPはこちらから\)](#)

担保物権に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。

- ア. 留置権は、その目的物の一部が債務者に引き渡された場合、目的物の残部についても消滅する。
- イ. AがBに対して動産売買の先取特権を有していた場合、BがCに対してその目的物である動産を売却し、占有改定によりこれを引き渡したとしても、Aの動産売買の先取特権は消滅しない。
- ウ. 動産質権の設定は、指図による占有移転をもって目的物を債権者に引き渡すことによっても、その効力を生じる。
- エ. 不動産質権については、質権者と質権設定者との間の特約で、質権者が目的物を使用収益しない旨を定めることができる。
- オ. 抵当権者は、目的物が不法に占有された場合であっても、不法占有者に対して、抵当権に基づいて目的物を直接自己に明け渡すよう求めることはできない。

1. アイ 2. アオ 3. イウ 4. ウエ 5. エオ

○ 担保物権に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。

✕ ア. 留置権は、その目的物の一部が債務者に引き渡された場合、目的物の残部についても消滅する。

✕ イ. AがBに対して動産売買の先取特権を有していた場合、BがCに対してその目的物である動産を売却し、占有改定によりこれを引き渡したとしても、Aの動産売買の先取特権は消滅しない。

○ ウ. 動産質権の設定は、指図による占有移転をもって目的物を債権者に引き渡すことによっても、その効力を生じる。

○ エ. 不動産質権については、質権者と質権設定者との間の特約で、質権者が目的物を使用収益しない旨を定めることができる。

✕ オ. 抵当権者は、目的物が不法に占有された場合であっても、不法占有者に対して、抵当権に基づいて目的物を直接自己に明け渡すよう求めることはできない。

1. アイ 2. アオ 3. イウ 4. ウエ 5. エオ

担保物権に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。

- ア. 留置権は、債務者以外の者の物についても成立する。
- イ. 一般の先取特権は、債務者以外の者の財産についても成立する。
- ウ. 質権は、債務者の財産についてのみ設定することができる。
- エ. 抵当権は、永小作権を目的として設定することができる。
- オ. 立木に土地と分離して抵当権を設定した場合、明認方法によって、その抵当権を第三者に対抗することはできない。

1. ア ウ 2. ア エ 3. イ ウ 4. イ オ 5. エ オ

担保物権に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。

- ア. 留置権は、債務者以外の者の物についても成立する。
- イ. 一般の先取特権は、債務者以外の者の財産についても成立する。
- ウ. 質権は、債務者の財産についてのみ設定することができる。
- エ. 抵当権は、永小作権を目的として設定することができる。
- オ. 立木に土地と分離して抵当権を設定した場合、明認方法によって、その抵当権を第三者に対抗することはできない。

1. アウ 2. アエ 3. イウ 4. イオ 5. エオ

不動産を目的とする担保物権に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。

- ア. 留置権者は、債務者の承諾を得なくても、目的不動産を賃貸することができる。
- イ. 不動産の保存の先取特権の効力を保存するためには、保存行為が完了した後直ちに登記をしなければならない。
- ウ. 不動産質権の設定後に質権者が質権設定者に目的不動産を占有させたとしても、質権の効力は影響を受けない。
- エ. 不動産質権者は、設定行為に定めがあるときは、その債権の利息を請求することができる。
- オ. 抵当権の存続期間は、10年を超えることができない。

1. アイ 2. アオ 3. イウ 4. ウエ 5. エオ

- ✕ 不動産を目的とする担保物権に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。
- ✕ ア. 留置権者は、債務者の承諾を得なくても、目的不動産を賃貸することができる。
- イ. 不動産の保存の先取特権の効力を保存するためには、保存行為が完了した後直ちに登記をしなければならぬ。
- ウ. 不動産質権の設定後に質権者が質権設定者に目的不動産を占有させたとしても、質権の効力は影響を受けない。
- エ. 不動産質権者は、設定行為に定めがあるときは、その債権の利息を請求することができる。
- ✕ オ. 抵当権の存続期間は、10年を超えることができない。

1. アイ 2. アオ 3. イウ 4. ウエ 5. エオ



留置権に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。

- ア. 留置権者が目的物を紛失したときは、留置権は消滅する。
- イ. 他人の物の占有者は、その物に関して生じた債権が弁済期にないときであっても、その物を留置することができる。
- ウ. 債務者は、相当の担保を供して、留置権の消滅を請求することができる。
- エ. 留置権者は、留置権に基づき、目的物の競売を申し立てることはできない。
- オ. Aがその所有する甲建物をBに売却して引き渡した後、Aが甲建物をCに売却してその旨の登記をした場合において、CがBに対して甲建物の明渡請求をしたときは、Bは、Aの債務不履行に基づく損害賠償請求権を被担保債権として、甲建物を留置することができる。

1. アウ 2. アエ 3. イエ 4. イオ 5. ウオ

○ 留置権に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。

○ ア. 留置権者が目的物を紛失したときは、留置権は消滅する。

× イ. 他人の物の占有者は、その物に関して生じた債権が弁済期にないときであっても、その物を留置することができる。

○ ウ. 債務者は、相当の担保を供して、留置権の消滅を請求することができる。

× エ. 留置権者は、留置権に基づき、目的物の競売を申し立てることはできない。

オ. Aがその所有する甲建物をBに売却して引き渡した後、Aが甲建物をCに売却してその旨の

× 登記をした場合において、CがBに対して甲建物の明渡請求をしたときは、Bは、Aの債務不履行に基づく損害賠償請求権を被担保債権として、甲建物を留置することができる。

① アウ 2. アエ 3. イエ 4. イオ 5. ウオ

留置権に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。

ア．留置権者が留置権を行使して目的物を留置している間は、留置権の被担保債権の消滅時効は、進行しない。

イ．賃借物について賃貸人Aの負担に属する必要費を支出した賃借人Bは、賃貸借終了後、その償還請求権を被担保債権として留置権を行使している間に、更にAの負担に属する必要費を支出した場合には、更に支出したものを含めた必要費全額の弁済を受けるまで、留置権を行使することができる。

ウ．留置権者は、債務者の承諾を得て留置物を第三者に賃貸してその賃料を自己の債権の弁済に充当することができる。

エ．建物の賃借人は、造作買取請求権の行使によって生じた賃貸人に対する代金債権を被担保債権として、建物について留置権を行使することができる。

オ．建物の賃借人が、賃貸借終了後、有益費の償還請求権を被担保債権として留置権を行使している場合において、賃貸人の請求により裁判所がその償還について期限を許与したときは、留置権は消滅する。

1. アウ 2. アエ 3. イウ 4. イオ 5. エオ

留置権に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。

ア. 留置権者が留置権を行使して目的物を留置している間は、留置権の被担保債権の消滅時効は、進行しない。

イ. 賃借物について貸貸人Aの負担に属する必要費を支出した賃借人Bは、賃貸借終了後、その償還請求権を被担保債権として留置権を行使している間に、更にAの負担に属する必要費を支出した場合には、更に支出したものを含めた必要費全額の弁済を受けるまで、留置権を行使することができる。

ウ. 留置権者は、債務者の承諾を得て留置物を第三者に賃貸してその賃料を自己の債権の弁済に充当することができる。

エ. 建物の賃借人は、造作買取請求権の行使によって生じた貸貸人に対する代金債権を被担保債権として、建物について留置権を行使することができる。

オ. 建物の賃借人が、賃貸借終了後、有益費の償還請求権を被担保債権として留置権を行使している場合において、賃貸人の請求により裁判所がその償還について期限を許与したときは、留置権は消滅する。

1. アウ 2. アエ 3. イウ 4. イオ 5. エオ

先取特権に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。

ア. 建物の賃貸人は、賃借人が賃料を支払わない場合、敷金を受け取っており、未払賃料額が敷金額の範囲内であっても、賃借人が当該建物に備え付けた動産について先取特権を行使することができる。

イ. 建物の賃借人が、家具店から購入して当該建物に備え付けたタンスについて未だ売買代金を支払わず、かつ、建物の賃料の支払も怠っている場合、家具店が当該タンスについて有する先取特権は、建物の賃貸人が当該タンスについて有する先取特権に優先する。

ウ. 会社の従業員は、会社が給料を支払っていない場合、その給料債権につき、未払となっている期間にかかわらず、当該会社の総財産について先取特権を有する。

エ. 会社が、電器店から購入した冷蔵庫の売買代金を支払わず、かつ、従業員への給料も支払っていない場合、電器店が当該冷蔵庫について有する先取特権は、従業員が当該冷蔵庫について有する先取特権に優先する。

オ. 債務者が約定担保物権、留置権及び特別の先取特権の目的とされていない不動産と動産を有している場合、一般の先取特権者は、まず不動産から弁済を受け、なお不足がある場合に動産から弁済を受ける。

1. ア ウ 2. ア オ 3. イ エ 4. イ オ 5. ウ エ

質権又は譲渡担保権に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。

- ア．同一の動産について複数の質権を設定することはできないが、同一の動産について複数の譲渡担保権を設定することはできる。
- イ．動産を目的とする質権は占有改定の方法によるその動産の引渡しによっては効力を生じないが、動産を目的とする譲渡担保権はその設定契約によって設定され、占有改定の方法によるその動産の引渡しがあれば、譲渡担保権者は第三者に譲渡担保権を対抗することができる。
- ウ．債権質の目的である債権の弁済期が到来した場合には、被担保債権の弁済期が到来していないときであっても、質権者は、債権質の目的である債権を直接に取り立てることができる。
- エ．債権であってこれを譲り渡すにはその証書を交付することを要するものを質権の目的とするときは、質権の設定は、その証書を交付することによって、その効力を生ずる。
- オ．動産を目的とする譲渡担保権が設定されている場合、その設定者は、正当な権原なくその動産を占有する者に対し、その動産の返還を請求することができない。

1. アウ 2. アエ 3. イエ 4. イオ 5. ウオ

○ 質権又は譲渡担保権に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。

× ア. 同一の動産について複数の質権を設定することはできないが、同一の動産について複数の譲渡担保権を設定することはできる。

○ イ. 動産を目的とする質権は占有改定の方法によるその動産の引渡しによっては効力を生じないが、動産を目的とする譲渡担保権はその設定契約によって設定され、占有改定の方法によるその動産の引渡しがあれば、譲渡担保権者は第三者に譲渡担保権を対抗することができる。

× ウ. 債権質の目的である債権の弁済期が到来した場合には、被担保債権の弁済期が到来していないときであっても、質権者は、債権質の目的である債権を直接に取り立てることができる。

○ エ. 債権であってこれを譲り渡すにはその証書を交付することを要するものを質権の目的とするときは、質権の設定は、その証書を交付することによって、その効力を生ずる。

× オ. 動産を目的とする譲渡担保権が設定されている場合、その設定者は、正当な権原なくその動産を占有する者に対し、その動産の返還を請求することができない。

1. ア ウ 2. ア エ 3. イ エ 4. イ オ 5. ウ オ

動産質権に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。

- ア. 同一の動産について、複数の動産質権を設定することはできない。
- イ. 動産質権者は、質権設定者に、自己に代わって質物を占有させることができない。
- ウ. 動産質権者は、占有している質物について必要費を支出しても、所有者にその償還を請求することはできない。
- エ. 動産質権者は、被担保債権の弁済を受けないときは、正当な理由がある場合に限り、鑑定人の評価に従い質物をもって直ちに弁済に充てることを裁判所に請求することができる。
- オ. 動産質権者は、被担保債権について利息を請求する権利を有するときは、その満期となった最後の2年分についてのみ、その質権を行使することができる。

1. アエ 2. アオ 3. イウ 4. イエ 5. ウオ

動産質権に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。

- ア. 同一の動産について、複数の動産質権を設定することはできない。
- イ. 動産質権者は、質権設定者に、自己に代わって質物を占有させることができない。
- ウ. 動産質権者は、占有している質物について必要費を支出しても、所有者にその償還を請求することはできない。
- エ. 動産質権者は、被担保債権の弁済を受けないときは、正当な理由がある場合に限り、鑑定人の評価に従い質物をもって直ちに弁済に充てることを裁判所に請求することができる。
- オ. 動産質権者は、被担保債権について利息を請求する権利を有するときは、その満期となった最後の2年分についてのみ、その質権を行使することができる。

1. アエ 2. アオ 3. イウ 4. イエ 5. ウオ

AがBに賃貸しているA所有の甲建物にCのための抵当権が設定され、その登記がされている。この場合における抵当権に基づくCの物上代位権の行使に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。

ア. Cのための抵当権の設定登記がされた後にBがAに対して金銭を貸し付け、その貸金債権の弁済期が到来した場合、AのBに対する賃料債権についてCが物上代位権を行使して差押えをした後であっても、Bは、Aに対する貸金債権を自働債権とし、Aの賃料債権を受働債権とする相殺をもって、Cに対抗することができる。

イ. AのBに対する賃料債権についてCが物上代位権を行使して差押えをした場合において、BがCに賃料を支払わないままAB間の賃貸借契約が終了し、Bが甲建物をAに明け渡した。この場合において、BがAにあらかじめ敷金を預託していたときは、Cが差し押さえた賃料債権は、敷金の充当によりその限度で消滅する。

ウ. Bが甲建物をDに転貸した場合、Cは、BをAと同視することが相当であるときを除き、BのDに対する転貸賃料債権について物上代位権を行使することができる。

エ. AのBに対する賃料債権をAの一般債権者Eが差し押さえて転付命令を取得し、その転付命令がBに送達された後は、Cは、同一の債権を差し押さえて物上代位権を行使してEに対抗することができない。

オ. AのBに対する賃料債権をAの一般債権者Eが差し押さえ、その差押命令がBに送達された後に、AがCのために甲建物に抵当権を設定し、その登記がされた場合、Cは、同一の債権を差し押さえて物上代位権を行使してEに対抗することができない。

1. アイ 2. アウ 3. イエ 4. ウオ 5. エオ

R03-11K 物上代位権の行使

MN1911 A

AがBに賃貸しているA所有の甲建物にCのための抵当権が設定され、その登記がされている。この場合における抵当権に基づくCの物上代位権の行使に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。

ア. Cのための抵当権の設定登記がされた後にBがAに対して金銭を貸し付け、その貸金債権の弁済期が到来した場合、AのBに対する賃料債権についてCが物上代位権を行使して差押えをした後であっても、Bは、Aに対する貸金債権を自働債権とし、Aの賃料債権を受働債権とする相殺をもって、Cに対抗することができる。

イ. AのBに対する賃料債権についてCが物上代位権を行使して差押えをした場合において、BがCに賃料を支払わないままAB間の賃貸借契約が終了し、Bが甲建物をAに明け渡した。この場合において、BがAにあらかじめ敷金を預託していたときは、Cが差し押さえた賃料債権は、敷金の充当によりその限度で消滅する。

ウ. Bが甲建物をDに転貸した場合、Cは、BをAと同視することが相当であるときを除き、BのDに対する転貸賃料債権について物上代位権を行使することができる。

エ. AのBに対する賃料債権をAの一般債権者Eが差し押さえて転付命令を取得し、その転付命令がBに送達された後は、Cは、同一の債権を差し押さえて物上代位権を行使してEに対抗することができない。

オ. AのBに対する賃料債権をAの一般債権者Eが差し押さえ、その差押命令がBに送達された後に、AがCのために甲建物に抵当権を設定し、その登記がされた場合、Cは、同一の債権を差し押さえて物上代位権を行使してEに対抗することができない。

1. アイ 2. アウ 3. イエ 4. ウオ 5. エオ

AのBに対する債権を被担保債権として、C所有の甲土地について抵当権（以下「本件抵当権」という。）が設定され、その旨の登記がされている場合に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。

ア. 甲土地の従物である石灯籠が本件抵当権の設定前に備え付けられていた場合、本件抵当権の効力は、その石灯籠には及ばない。

イ. Cが甲土地をDに賃貸し、さらにDが甲土地をEに転貸したときは、DをCと同視することを相当とする場合を除き、Aは、Dが取得する転貸賃料債権について物上代位権を行使することができない。

ウ. 本件抵当権が根抵当権でない場合において、AがBに対して被担保債権として元本債権のほか3年分の利息債権を有しているときは、Cは、Aに対して、元本債権のほかその最後の2年分の利息債権を弁済すれば、本件抵当権を消滅させることができる。

エ. 被担保債権の弁済期が到来した場合であっても、Cは、Aに対し、本件抵当権が実行される前に、あらかじめ求償権を行使することはできない。

オ. 本件抵当権の登記がされた後に、CがDに対し甲土地を賃貸し、Dが甲土地上に乙建物を建築して所有する場合において、Dが甲土地の占有についてAに対抗することができる権利を有しないときは、Aは、Dの承諾の有無にかかわらず、甲土地及び乙建物を一括して競売することができる。

1. アウ
2. アエ
3. イウ
4. イオ
5. エオ

× AのBに対する債権を被担保債権として、C所有の甲土地について抵当権（以下「本件抵当権」という。）が設定され、その旨の登記がされている場合に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。

× ア. 甲土地の従物である石灯籠が本件抵当権の設定前に備え付けられていた場合、本件抵当権の効力は、その石灯籠には及ばない。

○ イ. Cが甲土地をDに賃貸し、さらにDが甲土地をEに転貸したときは、DをCと同視することを相当とする場合を除き、Aは、Dが取得する転貸賃料債権について物上代位権を行使することができない。

× ウ. 本件抵当権が根抵当権でない場合において、AがBに対して被担保債権として元本債権のほか3年分の利息債権を有しているときは、Cは、Aに対して、元本債権のほかその最後の2年分の利息債権を弁済すれば、本件抵当権を消滅させることができる。

○ エ. 被担保債権の弁済期が到来した場合であっても、Cは、Aに対し、本件抵当権が実行される前に、あらかじめ求償権を行使することはできない。

○ オ. 本件抵当権の登記がされた後に、CがDに対し甲土地を賃貸し、Dが甲土地上に乙建物を建築して所有する場合において、Dが甲土地の占有についてAに対抗することができる権利を有しないときは、Aは、Dの承諾の有無にかかわらず、甲土地及び乙建物を一括して競売することができる。

- 1. アウ 2. アエ 3. イウ 4. イオ 5. エオ

AがBに対する債務を担保するために、Aの所有する甲土地に第一順位の抵当権を設定し、その登記がされた。この場合における抵当権の処分に関する次のアからオまでの各記述のうち、誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。

ア. Bが、Cに対する債務を担保するために、甲土地の抵当権に転抵当権を設定したときは、Aに対する通知又はAの承諾がなければ、Cは、転抵当権の設定を受けたことをAに対抗することができない。

イ. BがAの一般債権者Dに対してその抵当権を譲渡するには、Aの承諾を必要としない。

ウ. Aが、甲土地について、Eのために第二順位の抵当権、Fのために第三順位の抵当権を設定し、その登記がされている場合において、B F間で抵当権の順位の変更が合意されたとき、その登記をしなければ変更の効力は生じない。

エ. Aが、甲土地について、Gのために第二順位の抵当権、Hのために第三順位の抵当権を設定し、その登記がされている場合において、BのHに対する抵当権の順位の変更は、その登記をしなければ譲渡の効力は生じない。

オ. Aが、甲土地について、Iのために第二順位の抵当権を設定し、その登記がされている場合において、BがIに対して抵当権の順位を放棄したときは、甲土地が競売されたときの配当において、IがBに優先する。

1. ア ウ
2. ア オ
3. イ ウ
4. イ エ
5. エ オ

R03-14 抵当権の処分



MN2051 B

AがBに対する債務を担保するために、Aの所有する甲土地に第一順位の抵当権を設定し、その登記がされた。この場合における抵当権の処分に関する次のアからオまでの各記述のうち、誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。

ア. Bが、Cに対する債務を担保するために、甲土地の抵当権に転抵当権を設定したときは、Aに対する通知又はAの承諾がなければ、Cは、転抵当権の設定を受けたことをAに対抗することができない。

イ. BがAの一般債権者Dに対してその抵当権を譲渡するには、Aの承諾を必要としない。

ウ. Aが、甲土地について、Eのために第二順位の抵当権、Fのために第三順位の抵当権を設定し、その登記がされている場合において、BF間で抵当権の順位の変更が合意されたとき、その登記をしなければ変更の効力は生じない。

エ. Aが、甲土地について、Gのために第二順位の抵当権、Hのために第三順位の抵当権を設定し、その登記がされている場合において、BのHに対する抵当権の順位の譲渡は、その登記をしなければ譲渡の効力は生じない。

オ. Aが、甲土地について、Iのために第二順位の抵当権を設定し、その登記がされている場合において、BがIに対して抵当権の順位の放棄をしたときは、甲土地が競売されたときの配当において、IがBに優先する。

1. アウ 2. アオ 3. イウ 4. イエ 5. エオ

Aは、Bに対する600万円の債権を担保するため、B所有の甲土地及び乙土地に、第一順位の共同抵当権を有している。Cは、Bに対する400万円の債権を担保するため、甲土地に、第二順位の抵当権を有している。この場合に関する次の1から4までの各記述のうち、誤っているものはどれか。なお、各記述において、競売の結果として債権者に配当することが可能な金額は、甲土地につき500万円、乙土地につき1000万円であり、また、各債権者が有する債権の利息及び損害金は考慮しないものとする。

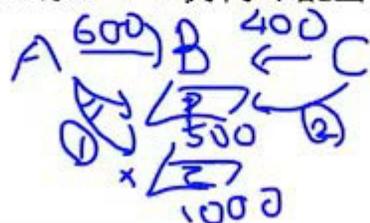
1. Aが甲土地及び乙土地に設定された抵当権を同時に実行した場合、Aは甲土地から200万円、乙土地から400万円の配当を受け、Cは甲土地から300万円の配当を受けることができる。
2. 先に甲土地に設定された抵当権が実行されてAが500万円の配当を受け、その後に乙土地に設定された抵当権が実行された場合、Aは100万円の配当を受け、Cは300万円の配当を受けることができる。
3. 先に乙土地に設定された抵当権が実行された場合、Aは600万円の配当を受け、その後に甲土地に設定された抵当権が実行されたときには、Cは300万円の配当を受けることができる。
4. Aが乙土地に設定された抵当権を放棄した後に、甲土地に設定された抵当権が実行された場合、Aは200万円の配当を受け、Cは300万円の配当を受けることができる。

H28-15 共同抵当

MN2070 B

Aは、Bに対する600万円の債権を担保するため、B所有の甲土地及び乙土地に、第一順位の共同抵当権を有している。Cは、Bに対する400万円の債権を担保するため、甲土地に、第二順位の抵当権を有している。この場合に関する次の1から4までの各記述のうち、誤っているものはどれか。なお、各記述において、競売の結果として債権者に配当することが可能な金額は、甲土地につき500万円、乙土地につき1000万円であり、また、各債権者が有する債権の利息及び損害金は考慮しないものとする。

1. Aが甲土地及び乙土地に設定された抵当権を同時に実行した場合、Aは甲土地から200万円、乙土地から400万円の配当を受け、Cは甲土地から300万円の配当を受けることができる。
2. 先に甲土地に設定された抵当権が実行されてAが500万円の配当を受け、その後に乙土地に設定された抵当権が実行された場合、Aは100万円の配当を受け、Cは300万円の配当を受けることができる。
3. 先に乙土地に設定された抵当権が実行された場合、Aは600万円の配当を受け、その後に甲土地に設定された抵当権が実行されたときには、Cは300万円の配当を受けることができる。
4. Aが乙土地に設定された抵当権を放棄した後に、甲土地に設定された抵当権が実行された場合、Aは200万円の配当を受け、Cは300万円の配当を受けることができる。



根抵当権に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。

ア. 元本の確定前において債務者を変更するには、後順位の抵当権者の承諾を得なければならない。

イ. 根抵当権者は、担保すべき元本の確定すべき期日の定めがない場合、いつでも、担保すべき元本の確定を請求することができる。

ウ. 根抵当権者は、根抵当権を実行した場合、当該競売手続において極度額を超える部分について配当を受けることはない。

エ. 根抵当権の極度額の減額をするには、利害関係を有する者の承諾を得ることを要しない。

オ. 元本の確定後においては、根抵当権設定者は、その根抵当権の極度額を、現に存する債務の額と以後2年間に生ずべき利息その他の定期金及び債務の不履行による損害賠償の額とを加えた額に減額することを請求することができる。

1. アウ 2. アエ 3. イエ 4. イオ 5. ウオ

✕ 根抵当権に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。

✕ ア. 元本の確定前において債務者を変更するには、後順位の抵当権者の承諾を得なければならない。

○ イ. 根抵当権者は、担保すべき元本の確定すべき期日の定めがない場合、いつでも、担保すべき元本の確定を請求することができる。

○ ウ. 根抵当権者は、根抵当権を実行した場合、当該競売手続において極度額を超える部分について配当を受けることはない。

✕ エ. 根抵当権の極度額の減額をするには、利害関係を有する者の承諾を得ることを要しない。

○ オ. 元本の確定後においては、根抵当権設定者は、その根抵当権の極度額を、現に存する債務の額と以後2年間に生ずべき利息その他の定期金及び債務の不履行による損害賠償の額とを加えた額に減額することを請求することができる。

1. アウ 2. アエ 3. イエ 4. イオ 5. ウオ

債務者Aが債権者Bのために自己の所有する不動産に根抵当権を設定した場合に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。

- ア. Bは、元本の確定前は、Aに対する他の債権者Cに対してその順位を譲渡することができる。
- イ. Bの根抵当権にDのために転根抵当権が設定され、BがAに転根抵当権の設定の通知をした場合、Aは、元本の確定前であれば、Dの承諾を得なくてもBに弁済することができる。
- ウ. 元本の確定前に、Bが根抵当権によって担保されていた債権をEに譲渡した場合、それに伴って根抵当権もEに移転する。
- エ. 後順位抵当権者Fがいる場合、A及びBが元本確定期日を変更するためには、Fの承諾が必要である。
- オ. Bが数個の不動産について根抵当権を有する場合、同一の債権の担保として数個の不動産の上に根抵当権が設定された旨の登記がその設定と同時にされたときを除き、各不動産の代価についてそれぞれの極度額まで優先権を行使することができる。

1. アウ 2. アエ 3. イエ 4. イオ 5. ウオ

R02-13 根抵当権



MN2111 B

債務者Aが債権者Bのために自己の所有する不動産に根抵当権を設定した場合に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。

- X ア. Bは、元本の確定前は、Aに対する他の債権者Cに対してその順位を譲渡することができる。
- O イ. Bの根抵当権にDのために転根抵当権が設定され、BがAに転根抵当権の設定の通知をした場合、Aは、元本の確定前であれば、Dの承諾を得なくてもBに弁済することができる。
- X ウ. 元本の確定前に、Bが根抵当権によって担保されていた債権をEに譲渡した場合、それに伴って根抵当権もEに移転する。
- X エ. 後順位抵当権者Fがいる場合、A及びBが元本確定期日を変更するためには、Fの承諾が必要である。
- O オ. Bが数個の不動産について根抵当権を有する場合、同一の債権の担保として数個の不動産の上に根抵当権が設定された旨の登記がその設定と同時にされたときを除き、各不動産の代価についてそれぞれの極度額まで優先権を行使することができる。

1. アウ 2. アエ 3. イエ 4. イオ 5. ウオ

債務者Aは債権者BのためにAの所有する不動産甲に抵当権を設定し、その旨の登記がされた。この場合における抵当権の消滅に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。

ア. Aは、抵当権を実行することができる時から20年が経過すれば、被担保債権が消滅していなくても、抵当権が時効により消滅したと主張することができる。

イ. 甲について、その後、AがCのために抵当権を設定し、その旨の登記がされた場合において、BがAから甲を買い受けたときは、Bの抵当権は消滅しない。

ウ. Aの一般債権者が甲につき強制競売の申立てをし、当該強制競売手続において甲が売却されたときは、Bの抵当権は消滅する。

エ. 甲について、その後、Aから譲渡担保権の設定を受けたDは、譲渡担保権の実行前であっても、抵当権消滅請求をすることにより、Bの抵当権を消滅させることができる。

オ. 甲が建物である場合において、Aが故意に甲を焼失させたときは、Bの抵当権は消滅しない。

1. アエ 2. アオ 3. イウ 4. イオ 5. ウエ

R02-12K 抵当権の消滅



MN2116 A

債務者Aは債権者BのためにAの所有する不動産甲に抵当権を設定し、その旨の登記がされた。

○ この場合における抵当権の消滅に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。

- ✕ ア. Aは、抵当権を実行することができる時から20年が経過すれば、被担保債権が消滅していなくても、抵当権が時効により消滅したと主張することができる。
- イ. 甲について、その後、AがCのために抵当権を設定し、その旨の登記がされた場合において、BがAから甲を買い受けたときは、Bの抵当権は消滅しない。
- ウ. Aの一般債権者が甲につき強制競売の申立てをし、当該強制競売手続において甲が売却されたときは、Bの抵当権は消滅する。
- ✕ エ. 甲について、その後、Aから譲渡担保権の設定を受けたDは、譲渡担保権の実行前であっても、抵当権消滅請求をすることにより、Bの抵当権を消滅させることができる。
- ✕ オ. 甲が建物である場合において、Aが故意に甲を焼失させたときは、Bの抵当権は消滅しない。

1. アエ 2. アオ 3. イウ 4. イオ 5. ウエ



債務者が設定した譲渡担保に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。

ア. 債務者が弁済期に債務の弁済をしなかった場合において、不動産の譲渡担保権者が目的不動産を譲渡したときは、譲受人がいわゆる背信的悪意者に当たるときであっても、債務者は、残債務を弁済して目的不動産を受け戻すことができない。

イ. 債務者は、被担保債権の弁済期後は、譲渡担保の目的物の受戻権を放棄することにより、譲渡担保権者に対し清算金の支払を請求することができる。

ウ. 債務者が弁済期に債務の弁済をしなかった場合において、不動産の譲渡担保権者が目的不動産を譲渡したときは、債務者は、譲受人からの明渡請求に対し、譲渡担保権者に対する清算金支払請求権を被担保債権とする留置権を主張することができない。

エ. 譲渡担保の被担保債権の弁済期後に目的不動産が譲渡担保権者の債権者によって差し押さえられ、その旨の登記がされた場合、債務者は、その後に被担保債権に係る債務の全額を弁済しても、差押債権者に対し、目的不動産の所有権を主張することができない。

オ. 構成部分の変動する集合動産であっても、その種類、所在場所及び量的範囲を指定する方法によって目的物の範囲が特定される場合には、一個の集合物として譲渡担保の目的とすることができる。

1. アウ 2. アエ 3. イウ 4. イオ 5. エオ

× 債務者が設定した譲渡担保に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。

- ア. 債務者が弁済期に債務の弁済をしなかった場合において、不動産の譲渡担保権者が目的不動産を譲渡したときは、譲受人がいわゆる背信的悪意者に当たるときであっても、債務者は、残債務を弁済して目的不動産を受け戻すことができない。
- × イ. 債務者は、被担保債権の弁済期後は、譲渡担保の目的物の受戻権を放棄することにより、譲渡担保権者に対し清算金の支払を請求することができる。
- ウ. 債務者が弁済期に債務の弁済をしなかった場合において、不動産の譲渡担保権者が目的不動産を譲渡したときは、債務者は、譲受人からの明渡請求に対し、譲渡担保権者に対する清算金支払請求権を被担保債権とする留置権を主張することができない。
- エ. 譲渡担保の被担保債権の弁済期後に目的不動産が譲渡担保権者の債権者によって差し押さえられ、その旨の登記がされた場合、債務者は、その後に被担保債権に係る債務の全額を弁済しても、差押債権者に対し、目的不動産の所有権を主張することができない。
- オ. 構成部分の変動する集合動産であっても、その種類、所在場所及び量的範囲を指定する方法によって、目的物の範囲が特定される場合には、一個の集合物として譲渡担保の目的とすることができる。

1. アウ 2. アエ 3. イウ 4. イオ 5. エオ

譲渡担保に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。

ア．所有する土地に譲渡担保権を設定した債務者は、債務の弁済期が経過した後は、債権者が担保権の実行を完了する前であっても、債務の全額を弁済して目的物を受け戻すことはできない。

イ．所有する機械に譲渡担保権を設定して譲渡担保権者に現実の引渡しをした債務者Aは、その債務の弁済をする場合、債務の弁済と譲渡担保権者のAに対する目的物の引渡しとの同時履行を主張することはできない。

ウ．債務者Aが所有する構成部分の変動する在庫商品に債権者Bのために譲渡担保権が設定された後、商品が滅失し、その損害をてん補するための損害保険金請求権をAが取得したときは、Aが営業を継続しているか否かにかかわらず、Bは、当該保険金請求権に対して物上代位権を行使することができる。

エ．土地の賃借人が借地上に所有する建物に譲渡担保権を設定した場合、その効力が土地の賃借権に及ぶことはない。

オ．譲渡担保権によって担保されるべき債権の範囲は、強行法規や公序良俗に反しない限り、設定契約の当事者間において元本、利息及び遅延損害金について自由に定めることができる。

1. アウ 2. アエ 3. イエ 4. イオ 5. ウオ

R02-14K 譲渡担保

MN2151 A

譲渡担保に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。

~~ア~~ ア. 所有する土地に譲渡担保権を設定した債務者は、債務の弁済期が経過した後は、債権者が担保権の実行を完了する前であっても、債務の全額を弁済して目的物を受け戻すことはできない。

~~イ~~ イ. 所有する機械に譲渡担保権を設定して譲渡担保権者に現実の引渡しをした債務者Aは、その債務の弁済をする場合、債務の弁済と譲渡担保権者のAに対する目的物の引渡しとの同時履行を主張することはできない。

~~ウ~~ ウ. 債務者Aが所有する構成部分の変動する在庫商品に債権者Bのために譲渡担保権が設定された後、商品が滅失し、その損害をてん補するための損害保険金請求権をAが取得したときは、Aが営業を継続しているか否かにかかわらず、Bは、当該保険金請求権に対して物上代位権を行使することができる。

~~エ~~ エ. 土地の賃借人が借地上に所有する建物に譲渡担保権を設定した場合、その効力が土地の賃借権に及ぶことはない。

~~オ~~ オ. 譲渡担保権によって担保されるべき債権の範囲は、強行法規や公序良俗に反しない限り、設定契約の当事者間において元本、利息及び遅延損害金について自由に定めることができる。

1. ~~アウ~~ 2. アエ 3. ~~イエ~~ 4. イオ 5. ウオ